自治研かながわ

2006
10
No.96
（通算160号）

◆指定管理者制度の導入状況に関する調査報告
―神奈川県内の導入状況について―

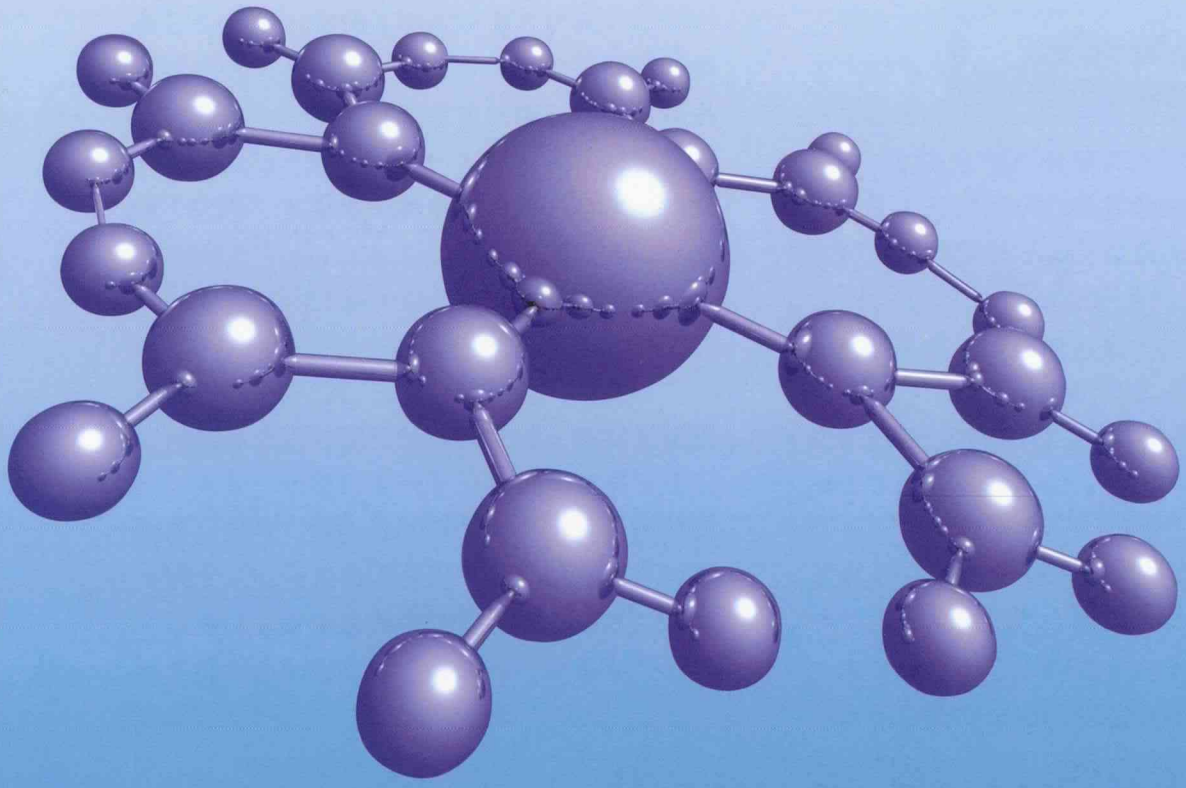

社団法人 神奈川県地方自治研究センター

地方自治を住民の手に

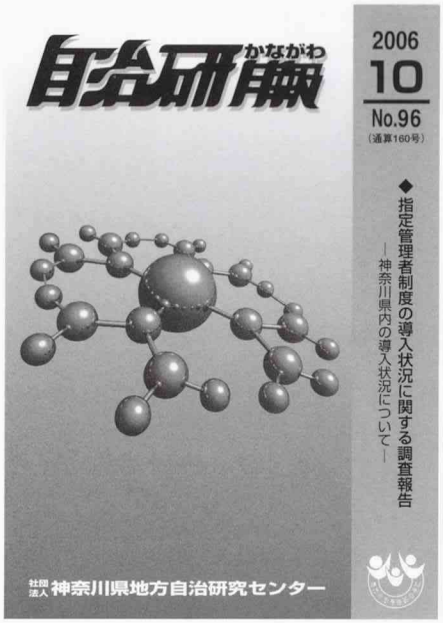

もくじ＊＊＊CONTENTS

指定管理者制度の導入状況に関する調査報告
―神奈川県内の導入状況について― ……1

Topics・トピックス・とぴっくす ……20

指定管理者制度の導入状況に関する調査報告

―神奈川県内の導入状況について―

編集部

県内の全自治体（36）から回答

（財）地方自治総合研究所および全国の自治研センター・研究所は、2006年4月1日現在の「指定管理者制度の導入状況」について共同調査を実施した。本調査は、全国の都道府県はじめ全市区町村を対象にして実施され、全国調査結果については、最終報告書が近く完成する予定である。まとまり次第報告したい。

神奈川県内における導入状況結果については、別紙のとおりまとまったので報告する（2ページ以降参照）。

神奈川県内の調査については、横浜自治研センター、川崎自治研センター、横須賀自治研センター、藤沢自治研センター、相模原自治研センターの協力を得て取り組まれ、神奈川県をはじめ全自治体から回答を得た。ここにご協力をいただいた関係各位にあらためて感謝したい。

県内の導入施設数は2317

「指定管理者制度」の導入にあたって、法律が施行された2003年9月1日から2006年9月2日までに「公の施設」の管理方式について直営もしくは「指定管理者制度」へ移行するよう求められ、これまでの管理委託方式は廃止されることとなった。

こうしたことから、各自治体では、いずれの施設について「指定管理者制度」に移行するか、あるいは直営に戻すかについてこれまで検討を重ねてきた。結果として、本年4月1日現在で県内において指定管理者制度に移行した施設数は、2317となっている。

当センターでは、4月2日以降、9月1日までの導入状況について、各自治体のWebページなどをもとに独自に調査したところ、新たに移行した施設数は65[注)]であった。

4月1日が導入の大きな山場と予想していたが、ほぼ予想どおりの状況となっている。

注）横浜市32、川崎市2、茅ヶ崎市2、大和市1、松田町※1、山北町※15、開成町12
※松田町、山北町は、4月1日現在では制度は導入されていなかった。

これからも引き続き調査を継続

本調査は、全国調査という制約もあり、導入状況の概況を把握することにとどまり、導入にともなう課題の掘り起こしには至らなかった。いずれにしても制度はスタートしたばかりであり、さまざまな課題が指摘されている。当センターとしては、ひきつづき県内の自治研センターとも協力して、指定管理者制度の導入に伴う課題の把握につとめていきたいと考えている。

なお、調査報告書および神奈川県内の指定管理者導入施設一覧は、当センターWebページ（http://kjk.gpn.co.jp/）にて公開している。

指定管理者制度の導入状況に関する調査
ー神奈川県内の導入状況についてー

Ⅰ　はじめに

1. 調査目的

2003年9月に地方自治法が改正されたことにより、「公の施設」の管理についてはこれまで自治体の出資している法人や公的団体のみに委託できるとされていた制度が廃止され、「指定管理者制度」が導入された。このことにより、これまでの公的団体に限定されることなく、公の施設の管理、運営を民間企業やNPO 法人など多様な事業者(団体)を指定管理者として指定することが可能となった。また従来、管理委託を行っていた施設については、2006年9月までに指定管理者制度への移行が求められている。このことから、全国的に2006年4月をもって指定管理者に移行もしくは指定管理者として新設した施設が多数にのぼっていると想定された。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者の選考、サービス評価、従業員の雇用問題など、多くの課題が指摘されている。本調査は、指定管理者制度の導入状況について把握し、そのデータを公開するとともに、制度移行にともなう具体的な課題を引き続き調査、研究するための基礎資料とすることを目的としている。

なお、本調査は、財団法人地方自治総合研究所および全国都道府県地方自治研究センター・研究所の協力により全国の都道府県・市区町村を対象に実施した。本報告書は、そのうち、神奈川県内における分析結果をまとめたものである。

2. 調査対象

神奈川県および県内の35市町村(2006年4月1日現在）の合計36自治体

3. 調査方法

(1)調査票の配布・回収

調査対象自治体の行政改革主管課宛に郵送方式により調査票の配布、回収を行った。なお、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市については、各都市自治研センターを通じて協力を依頼した。

(2)調査項目

調査票は、Excel ファイル内に回答欄を設けた。まず、指定管理者制度の導入の有無、公の施設数、指定管理者移行（新設）施設数などの記入後、指定管理者導入施設ごとに施設名、施設数、指定管理者名、施設の種類、指定管理者の種類、団体への自治体の出資の有無、公募の有無、従来の管理形態、管理委託事業者と指定管理事業者の異同、指定開始日、指定期間、利用料金制の採用について、それぞれ入力してもらった。

なお、指定管理者制度の導入状況については、2006年4月1日現在の状況について記入を依頼した。

(3)公の施設の定義

「公の施設」とは、地方自治法第244条の第1項によれば「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」となっている。つまり、「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的の

ために日常生活において利用できる施設、例えば公民館、公会堂、公園、運動場、美術館などをいう。また、道路、港湾施設、公園等も含まれる。

住民の利用を一般的には予定しない試験場、研究所等は該当しない。また、もっぱら自治体の財政上の必要から設置されている競馬場・競輪場等も該当しない。(参考「逐条研究地方自治法」(財) 地方自治総合研究所)

これにもとづき、「公の施設」数については、各自治体の判断に委ねた。

(4) 施設数の数え方

施設数の数え方については、以下の例示を表示し、箇所数とした。

※施設の数え方:

公営住宅 (200 団地) →200 施設

都市公園 (50 ヶ所) →50 施設

○○地区センター
△△地区センター
□□地区センター
→1 施設ずつ合計 3 施設

4. 調査日程

2006 年 5 月 24 日に自治体宛に発送し、2006 年 6 月末日までの返却とした。

5. 回収状況

全 36 自治体より回収を得た。

6. 調査結果における凡例について

調査結果における項目名については、基本的に調査票の選択肢の名称で表示している。ただし、施設の種類(Q9)、指定管理者の種類(Q11)については、以下のような略称で表示する。

○施設の種類

- 劇場(ホール)・文化会館
  → 劇場・文化会館
- 青年の家・少年自然の家
  → 青年・少年自然の家
- 集会所・コミュニティセンター
  → 集会所・コミセン
- 競技場(陸上、テニスコート、野球場等)
  → 競技場
- その他スポーツ・レクレーション施設
  → その他スポレク施設
- 保養施設・温泉施設等
  → 保養・温泉施設等
- その他施設(複合施設を含む)
  → その他施設

○指定管理者の種類

- 道路・住宅・土地公社
  → 三公社
- 農業・漁業協同組合
  → 農協・漁協
- 生活協同組合
  → 生協
- 労働者協同組合
  → 労協
- 共同企業体(複数団体が協働する形式)
  → 共同企業体
- 共同企業体以外の任意団体
  → 任意団体
- 自治体・広域連合・一部事務組合
  → 自治体・広域連合・一組

Ⅲ　自治体における指定管理者制度の導入状況

1. 指定管理者制度の導入の有無

指定管理者制度の導入の有無については、36 自治体中 26 自治体（72.2%）が指定管理者制度を導入していた（図Ⅱ－1）。自治体の種類別に見ると、県、市部では全自治体が制度を導入しているのに対して、町村部に指定管理者制度を導入していない自治体が目立つ（16 町村中 10 町）。特に、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、城山町、藤野町など、2007 年 3 月に相模原市に編入される城山町、藤野町を除

自治体名	自治体の種類	公の施設数	指定管理者制度導入の有無	指定管理者導入施設数	指定管理者導入率	順位
神奈川県	県	382	○	328	85.9%	2
横浜市	政令市	3500	○	773	22.1%	14
川崎市	政令市	1482	○	170	11.5%	22
横須賀市	中核市	670	○	127	19.0%	18
平塚市	特例市	106	○	10	9.4%	24
鎌倉市	市	299	○	241	80.6%	3
藤沢市	市	544	○	128	23.5%	12
小田原市	特例市	268	○	7	2.6%	26
茅ヶ崎市	特例市	97	○	53	54.6%	5
逗子市	市	19	○	17	89.5%	1
相模原市	中核市	773	○	97	12.5%	20
三浦市	市	108	○	25	23.1%	13
秦野市	市	91	○	11	12.1%	21
厚木市	特例市	286	○	56	19.6%	17
大和市	特例市	235	○	65	27.7%	9
伊勢原市	市	201	○	44	21.9%	15
海老名市	市	133	○	33	24.8%	11
座間市	市	114	○	15	13.2%	19
南足柄市	市	52	○	5	9.6%	23
綾瀬市	市	169	○	35	20.7%	16
葉山町	町村	39	○	15	38.5%	6
寒川町	町村	67	○	20	29.9%	8
大磯町	町村	90	×	0	－	－
二宮町	町村	38	×	0	－	－
中井町	町村	21	×	0	－	－
大井町	町村	33	×	0	－	－
松田町	町村	36	×	0	－	－
山北町	町村	61	×	0	－	－
開成町	町村	53	○	2	3.8%	25
箱根町	町村	28	○	17	60.7%	4
真鶴町	町村	29	×	0	－	－
湯河原町	町村	52	×	0	－	－
愛川町	町村	76	○	19	25.0%	10
清川村	町村	12	○	4	33.3%	7
城山町	町村	54	×	0	－	－
藤野町	町村	87	×	0	－	－
合計	－	10305	－	2317	22.5%	－

表Ⅱ－1　神奈川県内の指定管理者制度の導入状況

注)「公の施設」の範囲は、各自治体の判断に委ねている。

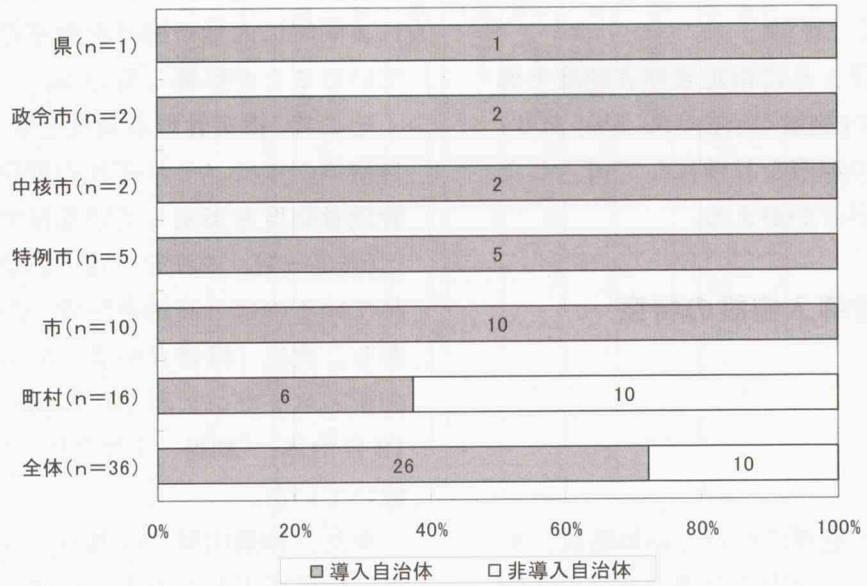

図Ⅱ－1　自治体の種類別の指定管理者制度の導入の有無

き、県の西部に集中していた(表Ⅱ－1)。

2. 指定管理者導入施設数および導入率

神奈川県内の自治体では、合計 2317(2006年4月1日現在)の施設に指定管理者制度が導入されていた(表Ⅱ－1)。「公の施設」数[1] は10305 施設であり、指定管理者導入率[2] は22.5%であった。

指定管理者導入施設数が最も多い自治体は、横浜市 (773 施設) である。次に神奈川県 (328施設)、鎌倉市(241 施設)、川崎市(170 施設)、藤沢市 (128 施設)、横須賀市 (127 施設) と100 施設以上を指定していた自治体が 6 自治体ある。これらはいずれも人口が 20 万人以上と比較的大規模な都市であり、人口に比例した施設数といえる。しかし、指定管理者導入率を見ると、施設数の最も多かった横浜市は22.1% (14 位) とそれほど高くなく、同様に川崎市 (11.5%)、横須賀市 (19.0%)、藤沢市 (23.5%) も低い値を示していた。また、小田原市 (2.6%)、開成町 (3.8%)、平塚市 (9.4%)、南足柄市 (9.6%) は 10%にいたっていない。

その一方で、最も導入率が高い自治体は、逗子市(89.5%)であり、神奈川県(85.9%)、

---

1)「公の施設」とは、地方自治法第 244 条の第 1 項によれば「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」となっている。つまり、「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的のために日常生活において利用できる施設、例えば公民館、公会堂、公園、運動場、美術館などをいう。また、道路、港湾施設、公園等も含まれる。

住民の利用を一般的には予定しない試験場、研究所等は該当しない。また、もっぱら自治体の財政上の必要から設置されている競馬場・競輪場等も該当しない。(参考「逐条研究地方自治法」(財) 地方自治総合研究所)

これにもとづき、「公の施設」数については、各自治体の判断に委ねた。

2) 指定管理者導入率は、「指定管理者導入施設数÷公の施設数×100」とした。公の施設数は、公の施設の定義に基づいて自治体が判断した数字であるが、そもそも自治体の規模、政策的判断、歴史経緯等によって公の施設の種類・数とも異なっている場合があるので、参考指標としたい。

鎌倉市（80.6%）、箱根町（60.7%）が 50%を超える値を示していた。
また、2006 年 4 月 1 日に指定管理者制度を導入した施設が 2074 施設（全体の 89.5%）あり、指定管理者制度の期限を目前にして導入した施設が多いことがうかがえる。

Ⅳ　指定管理者導入施設の特徴（調査結果）

1. 施設の種類

指定管理者導入施設について福祉施設、市民利用施設、スポーツ施設などの施設の性格ごとに 49 種類に分類し、各自治体に選択してもらった。施設数では「公営住宅」(641 施設)が最も多かった(図Ⅲ－1)。次に、「都市公園」(298 施設)、「集会所・コミセン」(292 施設)、「高齢者施設」(269 施設)、「児童館・学童クラブ」(137 施設)と続いていた。しかし、公営住宅では神奈川県と横浜市、都市公園では鎌倉市の施設数が大きく寄与しているように、同時に大量の施設を指定管理者に移行していることが影響している。

そこで、指定管理者制度を導入している 26 自治体の中で、それぞれの施設ごとに、指定管理者制度を実施している自治体の数を示した(表Ⅲ－1)。これをみると、最も多く導入されているのは「高齢者施設」が 18 自治体であり、次に「障害者施設」が 15 自治体、「集会所・コミセン」が 15 自治体、「競技場」が 12 自治体、「劇場・文化会館」が 11 自治体と続いていた。

また、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市などの人口規模の大きい都市では、指定管理者導入施設の種類の範囲が広く、さまざまな種類の施設に導入されていた。

2. 指定管理者の種類

指定管理者の種類を見ると、「財団・社団」(1178 施設)が圧倒的に多かった。次に、「社

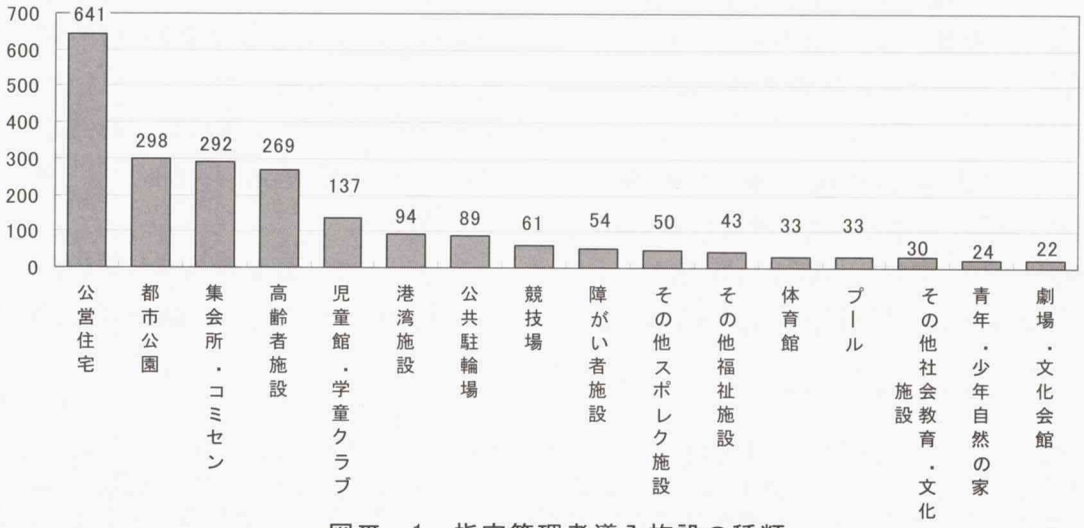

図Ⅲ－1　指定管理者導入施設の種類

・20 施設以上の種類のみ表示
・項目の略称は 3 頁を参照のこと
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他福祉施設は、保育所、児童館・学童クラブ、子ども家庭支援センター、障害者施設、高齢者施設以外の福祉施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設

	保育所	児童館・学童クラブ	子ども家庭支援センター	障がい者施設	高齢者施設	その他福祉施設	劇場・文化会館	博物館	美術館	生涯学習センター	青年・少年自然の家	その他社会教育・文化施設	市民会館・公会堂	集会所・コミセン	その他市民利用施設	体育館	プール	競技場	その他スポレク施設	病院
神奈川県				7		1	2				5	2		1		1		1	3	1
横浜市	2			11	114	18	6	6	1		9	5	6	130		2	21	24	32	1
川崎市	3	58		12	66	1	1				2	6				7	3	1		1
横須賀市			1	2	12		3			1	5				1	4	1		1	1
鎌倉市			2	1		5	1		1			1			3					
平塚市					3	4						2						1		
藤沢市		22		1	5						1	3		40	1	1	1			
小田原市				2	1										1					
茅ヶ崎市		5		4	7	6	1		1			1		8	1	1	1	6		
逗子市					2	1								13						
相模原市				4	7	1	4					2				3	3		2	
三浦市		10		1	1		1							2						
秦野市					5											1		1	1	
厚木市					38		1					2		1		3		1	3	
大和市		22		2								1		20		5		6	1	
伊勢原市				2	1						1			26					3	
海老名市					1	1	1				1	1			2	2	2	6	1	
座間市						1	1					1		7		1				
南足柄市						1												1	2	
綾瀬市		3		2	2	1								15		1		11		
葉山町				1	1									11						
寒川町	3				2	1								12		1	1			
開成町						1														
箱根町					1							3		5				2		
愛川町		17		2																
清川村														1					1	
合計	8	137	3	54	269	43	22	6	3	1	24	30	6	292	9	33	33	61	50	4
実施自治体数	3	7	2	15	18	14	11	1	3	1	7	13	1	15	6	14	8	12	11	4
順位(上位20位)		⑮		②	①	④	⑧					⑥		②	⑱	④	⑭	⑦	⑧	

	診療所	リハビリセンター	その他保健・医療施設	男女共同参画センター	都市公園	公共駐車場	公共駐輪場	墓地	葬祭場・火葬場	港湾施設	その他都市施設	公営住宅	労働関係施設	産業関連施設	保養・温泉施設等	その他労働・産業・保養施設	リサイクルセンター	その他施設	総計
神奈川県	3	7			21	2				3	5	260	1	2					328
横浜市			1	3						90		285				2	4		773
川崎市				1	1				2	1			1	2			1		170
横須賀市	1				17	1	28	1			6	39	1	1					127
鎌倉市					226									1					241
平塚市																			10
藤沢市					13		15					23						2	128
小田原市	1				1									1					7
茅ヶ崎市						3	8												53
逗子市			1																17
相模原市				1	9	4	11	2			1	34	1	1	5	1		1	97
三浦市						1	3		1				1	4					25
秦野市					3														11
厚木市							6						1						56
大和市					6								1					1	65
伊勢原市						2	8											1	44
海老名市		4	1			1	9												33
座間市			1				1										1	1	15
南足柄市						1													5
綾瀬市																			35
葉山町																2			15
寒川町																			20
開成町																	1		2
箱根町					1	3								1	1				17
愛川町																			19
清川村						1								1					4
合計	5	11	4	5	298	19	89	3	3	94	12	641	7	14	6	5	7	6	2317
実施自治体数	3	2	4	3	10	10	9	2	2	3	3	5	7	9	2	3	4	5	
順位(上位20位)					⑩	⑩	⑫					⑲	⑮	⑫				⑲	

表Ⅲ－1　自治体別の指定管理者導入施設の種類および実施自治体数

・項目の略称は3頁を参照のこと

	財団・社団	三公社	株式会社等	社会福祉法人	医療法人	学校法人	NPO法人	自治会・町内会	農協・漁協	生協	労協	共同企業体	任意団体	自治体・広域連合・一組	その他団体	総計
神奈川県	287	1	6	14					3			7		4	6	328
横浜市	293		47	134			25				1	93	180			773
川崎市	70		5	76		1	2			3	2	10			1	170
横須賀市	95		9	13			1					9				127
鎌倉市	230		1	6			2		1			1				241
平塚市				7			1								2	10
藤沢市	76		1	1			1					9			40	128
小田原市	1			2			1					1	1		1	7
茅ヶ崎市	24			9			3						17			53
逗子市	1			2	1			13								17
相模原市	41		6	10			2					34			4	97
三浦市	2		7	2				14								25
秦野市	6														5	11
厚木市	6		7												43	56
大和市	18		2	3									42			65
伊勢原市	14			2			1	26							1	44
海老名市	1		22	6				2				2				33
座間市	6			1				7					1			15
南足柄市			4	1												5
綾瀬市				3			1	19				12				35
葉山町				2				11	2							15
寒川町	3		2	3									12			20
開成町				1											1	2
箱根町	4		2					6			1		4			17
愛川町				2				17								19
清川村													3		1	4
合計	1178	1	121	300	1	1	40	115	6	3	4	178	260	4	105	2317

表Ⅲ－2　自治体別の指定管理者の種類

会福祉法人」(300施設)、「任意団体（施設運営委員会、施設利用協会など)」(260施設)、「共同企業体」(178施設)、「株式会社等」(121施設)、「自治会・町内会」(115施設)、「その他団体」(105施設)、「NPO法人」(40施設)と続いていた。それ以外の団体は、10施設にも満たなかった。

「株式会社等」については、これまでは自治体が出資している法人のみが管理委託事業者として施設の管理、運営を行えたが、指定管理者制度の導入に伴い、自治体が出資していない法人についても参入が可能になった。そこで、「株式会社等」への自治体の出資状況についてみると、自治体が出資している「株式会社等」は合計13施設（10.7%：神奈川県5施設、横浜市3施設、三浦市3施設、寒川町2施設）であった。つまり108施設が自治体非出資の「株式会社等」であり、自治体出資団体が含まれない「共同企業体」146施設（共同企業体178施設－自治体出資法人が含まれている共同企業体32施設(P11参照)）と合わせて254施設が新たに営利企業として指定管理者制度に参入した事業者であるといえる。

団体の種類について自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①「財団・社団」が多い自治体：
　神奈川県、横浜市、横須賀市、鎌倉市
②「株式会社等」が多い自治体：
　海老名市、南足柄市
③「社会福祉法人」が多い自治体：平塚市
④「自治会・町内会」が多い自治体：

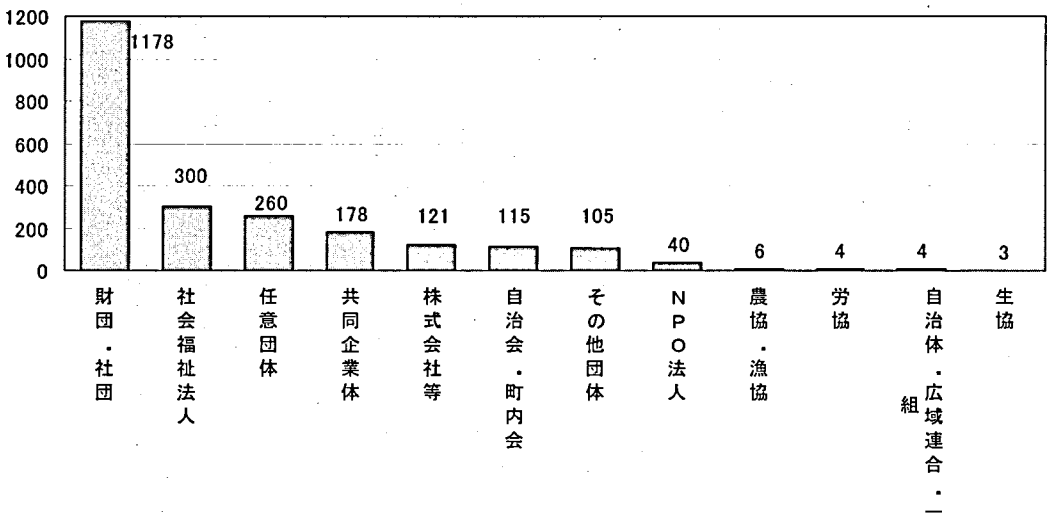

図Ⅲ－2　指定管理者の種類

・項目の略称は3頁を参照のこと
・3施設以上の団体のみ表示。道路・住宅・土地公社、医療法人、学校法人は1施設のため除外。以上の団体と上記グラフで示されている団体以外がその他団体である

三浦市、逗子市、葉山町、箱根町、愛川町

⑤「任意団体」が多い自治体：大和市、寒川町、清川村

⑥「その他団体」が多い自治体：厚木市

⑦「財団・社団」と「社会福祉法人」が多い自治体：川崎市

⑧「財団・社団」と「自治会・町内会」が多い自治体：座間市

⑨「財団・社団」と「共同企業体」が多い自治体：相模原市

⑩「財団・社団」と「任意団体」が多い自治体：茅ヶ崎市

⑪「財団・社団」と「その他団体」が多い自治体：藤沢市、秦野市

⑫「自治会・町内会」が「共同企業体」多い自治体：綾瀬市

⑬その他の自治体：小田原市

自治体別に見た傾向としては、「財団・社団」、「株式会社等」、「社会福祉法人」はほぼ全自治体において指定されているが、「NPO法人」や「共同企業体」は人口が多い市部、「自治会・町内会」は人口の少ない市部や町村部において多く指定されていた。

(2) 指定管理者の種類別にみた施設の種類

指定管理者の種類別にどのような種類の施設が指定されたのかについてみたのが表Ⅲ－3である。従前から公の施設が委託されており自治体からの出資団体が多い団体、指定管理者制度の導入により新たに参入が可能となった団体、住民主導の団体という団体の種類別にみると次のようになっていた。

まず、従前から公の施設の運営が多く委託されていた「財団・社団」では、「公営住宅」（45.6%）が最も多く、次に「都市公園」（22.9%）が多く指定されていた。これらの施設は、もともと施設の管理を目的として設立された「財団・社団」が引き続き管理者に指定されたケースが多かった。そして、いずれも複数箇所の施設を同時に指定することが多いため、施設数が多くなったものと考えられる。

次に、「社会福祉法人」では、当然のように福祉系の施設が上位に並ぶが、そのなかでも「高齢者施設」（65.3%）が圧倒的に多く指定

財団・社団		
公営住宅	537	45.6%
都市公園	270	22.9%
児童館・学童クラブ	77	6.5%
公共駐輪場	71	6.0%
社会福祉法人		
高齢者施設	196	65.3%
障がい者施設	45	15.0%
その他福祉施設	36	12.0%
株式会社等		
プール	19	15.7%
公共駐輪場	18	14.9%
集会所・コミセン	12	9.9%
公営住宅	11	9.1%
競技場	8	6.6%
その他都市施設	8	6.6%
その他スポレク施設	7	5.8%
港湾施設	7	5.8%

共同企業体		
公営住宅	93	52.2%
都市公園	23	12.9%
競技場	19	10.7%
港湾施設	12	6.7%
NPO法人		
集会所・コミセン	22	55.0%
その他市民利用施設	6	15.0%
児童館・学童クラブ	3	7.5%
障がい者施設	2	5.0%
その他社会教育施設・文化施設	2	5.0%
競技場	2	5.0%
自治会・町内会		
集会所・コミセン	79	68.7%
児童館・学童クラブ	30	26.1%
任意団体		
集会所・コミセン	130	50.0%
港湾施設	72	27.7%
児童館・学童クラブ	25	9.6%

表Ⅲ－3　指定管理者の種類別にみた指定管理者導入施設の種類

・指定管理者の種別ごとに、施設の種類で5%以上の施設のみ表示
・項目の略称は3頁を参照のこと
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他福祉施設は、保育所、児童館・学童クラブ、子ども家庭支援センター、障害者施設、高齢者施設以外の福祉施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設
・その他都市施設は、都市公園、公共駐車場、公共駐輪場、墓地、葬祭場・火葬場、港湾施設以外の都市施設
・その他市民利用施設は、市民会館・公会堂、集会所・コミセン以外の市民利用施設

されていた。次に「障がい者施設」(15.0%)、「その他福祉施設（福祉保健活動拠点、福祉会館など)」（12.0%）と続いていた。

指定管理者制度の導入により新たに参入できることとなった「株式会社等」と「共同企業体」では、「株式会社等」が「プール」(15.7%)や「公共駐輪場」（14.9%）が多かった。「共同企業体」では「公営住宅」（52.2%）が圧倒的に多く、次に「都市公園」(12.9%)、「競技場」(10.7%）と続いていた。この「共同企業体」の内訳をみると、「公営住宅」や「競技場」では株式会社同士の共同企業体が、「都市公園」では財団法人と株式会社の共同企業体が多かった。

住民団体である「NPO法人」、「自治会・町内会」、「任意団体（施設運営委員会、施設利用協会など)」では、いずれも「集会所・コミセン」のうち、それぞれ55.0%、68.7%、50.0%と圧倒的に多くが指定されていた。それ以外では、「NPO法人」は「その他市民利用施設（市民活動サポートセンターなど)」(15.0%)、「自治会・町内会」は「児童館・学童クラブ」(26.1%)、「任意団体」は「港湾施設」(27.7%)が指定されていた。

3. 指定団体における自治体の出資の有無

(1) 指定団体における自治体の出資の有無

指定団体における自治体からの出資の有無についてみると、「自治体非出資団体」(1346施設 58.1%）を指定している施設が最も多かった。次に「自治体出資団体(50%以上)」(807施設、34.8%)が多く、「自治体出資団体(50%未満)」(132施設、5.7%)、「自治体出資法人が含まれている共同企業体」(32施設、1.4%)はほとんどみられなかった。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①「自治体出資団体」が多い自治体：
横須賀市、鎌倉市、藤沢市

②「自治体非出資団体」が100%の自治体：
平塚市、海老名市、綾瀬市、葉山町

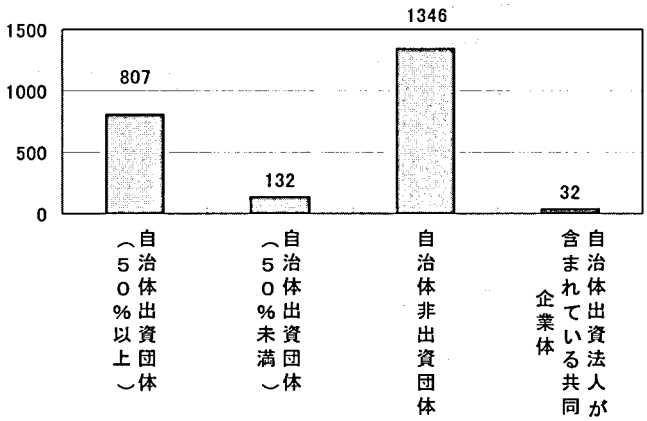

図Ⅲ－3　指定団体における自治体の出資の有無

	自治体出資団体（50%以上）	自治体出資団体（50%未満）	自治体非出資団体	自治体出資法人が含まれている共同企業体	総計
神奈川県	6	27	291	4	328
横浜市	268	41	453	11	773
川崎市	22	55	86	7	170
横須賀市	102		25		127
鎌倉市	227		14		241
平塚市			10		10
藤沢市	74		45	9	128
小田原市			6	1	7
茅ヶ崎市	24		29		53
逗子市		1	16		17
相模原市	40	1	56		97
三浦市		3	22		25
秦野市	6		5		11
厚木市	6		50		56
大和市	18		47		65
伊勢原市	5		39		44
海老名市			33		33
座間市	2		13		15
南足柄市		1	4		5
綾瀬市			35		35
葉山町			15		15
寒川町	2		18		20
開成町	1		1		2
箱根町	4		13		17
愛川町		2	17		19
清川村		1	3		4
合計	807	132	1346	32	2317
	34.8%	5.7%	58.1%	1.4%	100.0%

表Ⅲ－4　自治体別の指定団体における自治体の出資の有無

③「自治体非出資団体」が多い自治体：
神奈川県、小田原市、厚木市、大和市、逗子市、三浦市、伊勢原市、座間市、南足柄市、寒川町、箱根町、愛川町、清川村

④「自治体出資団体」と「自治体非出資団体」
：横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、秦野市、開成町

自治体別に見た傾向としては、大都市部において「自治体出資団体」が多く、町村部において「自治体非出資団体」が多く指定されていた。

(2)自治体の出資の有無別にみた指定管理者導入施設の種類

自治体の出資の有無別に、指定管理者を導入した施設の種類をみると、表Ⅲ－5 のようになっていた。

「自治体出資団体」を多く指定している施設では、「都市公園」（90.6%）が最も多く、

自治体出資団体		自治体非出資団体	
都市公園	90.6%	集会所・コミセン	100.0%
体育館	75.8%	その他福祉施設	93.0%
青年の家・少年自然の家	75.0%	港湾施設	89.4%
公共駐輪場	69.7%	高齢者施設	85.9%
劇場・文化会館	63.6%	障がい者施設	66.7%
児童館・学童クラブ	56.2%	プール	57.6%
その他スポレク施設	52.0%	公営住宅	56.8%
その他社会教育・文化施設	50.0%	競技場	54.1%

表Ⅲ－5　各施設における自治体出資団体・非出資団体の割合

・項目の略称は3頁を参照のこと
・自治体出資団体は、50%以上の出資団体と50%未満の出資団体を足している
・20施設以上ある施設のうち、それぞれ50%以上を占めていた種類のみ表示
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他福祉施設は、保育所、児童館・学童クラブ、子ども家庭支援センター、障害者施設、高齢者施設以外の福祉施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設

次に「体育館」(75.8%)、「青年・少年自然の家」(75.0%) が続いていた。これらは、いずれも財団が指定されている場合が多かった。

一方、「自治体非出資団体」でみると、「集会所・コミセン」のすべてに非出資団体が指定されており、それ以外では「その他福祉施設(福祉保健活動拠点、福祉会館など」(93.0%)、「港湾施設」(89.4%)、「高齢者施設」(85.9%) に多く指定されていた。

施設の種類ごとに非出資団体の内訳となる団体の種類をみると、「集会所・コミセン」はNPO法人、自治会・町内会、共同企業体以外の任意団体などであり、「その他福祉施設」と「高齢者施設」は社会福祉法人が、「港湾施設」は共同企業体が多く指定されていた(表Ⅲ－3)。

4. 管理者指定時の公募の有無

(1) 管理者指定時の公募の有無

各施設における指定管理者選定時の公募の有無についてみると、「公募して指定」(66.9%) が「公募しないで指定」(33.1%) を大きく上回っていた。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①100%「公募して指定」した自治体：
　川崎市、三浦市、南足柄市

②「公募して指定」が多い自治体：
　神奈川県、横浜市、横須賀市、相模原市、平塚市、逗子市、海老名市、綾瀬市、箱根町

③100%「公募しないで指定」した自治体：
　伊勢原市、座間市、寒川町、開成町、清川村

④「公募しないで指定」が多い自治体：
　厚木市、大和市、鎌倉市、愛川町

⑤「公募して指定」と「公募しないで指定」がほぼ同割合の自治体：
　小田原市、茅ヶ崎市、藤沢市、秦野市

「公募」、「公募しない」の全体的な傾向は、町村部において「公募しないで指定」した施設が多いといえる。

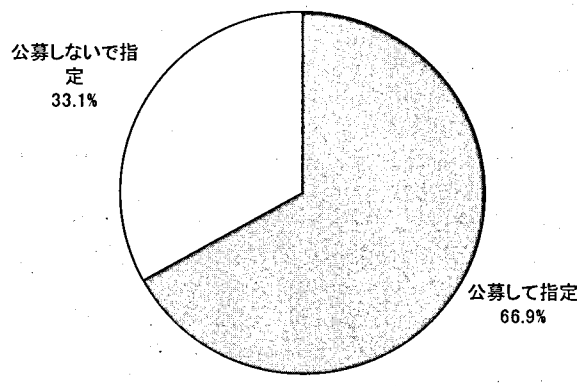

図Ⅲ－4　管理者指定時の公募の有無

	公募して指定	公募しないで指定	総計
神奈川県	326	2	328
横浜市	628	145	773
川崎市	170		170
横須賀市	77	50	127
鎌倉市	12	229	241
平塚市	7	3	10
藤沢市	55	73	128
小田原市	3	4	7
茅ヶ崎市	24	29	53
逗子市	15	2	17
相模原市	92	5	97
三浦市	25		25
秦野市	6	5	11
厚木市	9	47	56
大和市	22	43	65
伊勢原市		44	44
海老名市	31	2	33
座間市		15	15
南足柄市	5		5
綾瀬市	28	7	35
葉山町	2	13	15
寒川町		20	20
開成町		2	2
箱根町	12	5	17
愛川町	2	17	19
清川村		4	4
合計	1551	766	2317

表Ⅲ－6　自治体別の公募の有無

(2) 公募の有無別にみた施設の種類

公募の有無別に、指定管理者導入施設の種類についてみると、表Ⅲ－7 のようになっている。

「公募して指定」した施設では、「港湾施設」

公募して指定		公募しないで指定	
港湾施設	97.9%	都市公園	77.5%
公営住宅	93.9%	高齢者施設	53.9%
プール	93.9%	その他福祉施設	53.5%
競技場	86.9%		
公共駐輪場	79.8%		
青年・少年自然の家	79.2%		
体育館	78.8%		
その他社会教育・文化施設	73.3%		
劇場・文化会館	72.7%		
その他スポレク施設	70.0%		
障がい者施設	66.7%		
集会所・コミセン	54.8%		
児童館・学童クラブ	53.3%		

表Ⅲ－7　各施設の指定における公募・非公募の割合

・20 施設以上ある施設のうち、それぞれ 50%以上を占めていた種類のみ表示
・項目の略称は 3 頁を参照のこと
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他福祉施設は、保育所、児童館・学童クラブ、子ども家庭支援センター、障害者施設、高齢者施設以外の福祉施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設

（97.9%）、「公営住宅」（93.9%）、「プール」（93.9%）が 9 割を超えていた。次いで、「競技場」（86.9%）、「公共駐輪場」（79.8%）、「青年・少年自然の家」（79.2%）、「体育館」（78.8%）が 4 分の 3 以上と公募した割合が高くなっていた。

「公募しないで指定」した施設では、「都市公園」（77.5%）が最も多く、それ以外では「高齢者施設」（53.9%）、「その他福祉施設」（53.5%）が多かった。

5. 指定管理者導入施設における従来の管理形態

（1）従来の管理形態

指定管理者を導入した施設について従来の管理形態についてみると、図Ⅲ－5、表Ⅲ－8 のようになっている。自治体からの「管理委託」（2111 施設、91.1%）であった施設が圧倒的に多く、「自治体の直営（業務委託を含む）」（171 施設、7.4%）から指定管理者へ移行した施設はわずかであった。また、「新規施設」（35 施設、1.5%）に対して指定管理者を導入した施設もわずかながらみられた。

	自治体の直営（業務委託を含む）	管理委託	新規施設	総計
神奈川県	7	321		328
横浜市	14	740	19	773
川崎市	18	147	5	170
横須賀市	45	82		127
鎌倉市		241		241
平塚市	3	7		10
藤沢市	1	127		128
小田原市	4	3		7
茅ヶ崎市		49	4	53
逗子市	2	14	1	17
相模原市	40	55	2	97
三浦市	6	19		25
秦野市	5	6		11
厚木市		56		56
大和市	4	60	1	65
伊勢原市	2	42		44
海老名市	18	15		33
座間市		14	1	15
南足柄市		5		5
綾瀬市		33	2	35
葉山町	1	14		15
寒川町		20		20
開成町		2		2
箱根町	1	16		17
愛川町		19		19
清川村		4		4
合計	171	2111	35	2317
	7.4%	91.1%	1.5%	100.0%

表Ⅲ－8　指定管理者導入施設の従来の管理形態

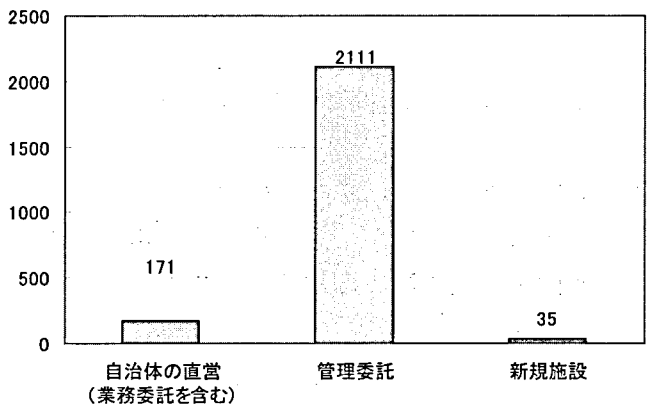

図Ⅲ－5　指定管理者導入施設の従来の管理形態

なお、「自治体の直営（業務委託を含む）」であった施設は、住宅系施設(73 施設)、福祉系施設(24 施設)、スポーツ・レクレーション系施設(20 施設)が多かった。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①100%「管理委託」だった自治体：
厚木市、鎌倉市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、清川村

②「管理委託」が多かった自治体：
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、逗子市、三浦市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、箱根町

③「自治体の直営（業務委託を含む）」と「管理委託」がほぼ同割合の自治体：
小田原市、相模原市、秦野市、海老名市

(2) 従来の管理委託者と指定管理者との異同

指定管理者を導入した施設での従来の管理形態を「管理委託」と回答した施設について、従来の管理委託者と指定管理者とが同じであるかどうかについてみると、図Ⅲ－6、表Ⅲ－9 のようになっていた。従来の管理委託者と「同じである」(84.0%) 施設が圧倒的に多く、従来の管理委託者と「異なっている」(16.0%) 施設は少なかった。つまり、従来と同様の事業者に委託している場合が多かった。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

① 100%「同じである」自治体：
平塚市、小田原市、逗子市、秦野市、座間市、葉山町、寒川町、愛川町、清川村

②「同じである」が多かった自治体：
神奈川県、横浜市、横須賀市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、伊勢原市、綾瀬市、箱根町

③「異なっている」が多かった自治体：
海老名市、南足柄市

④「同じである」と「異なっている」がほぼ

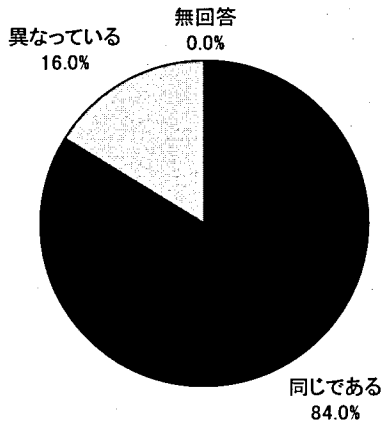

図Ⅲ－6　従来の管理委託者と指定管理者との異同

・指定管理者導入施設の従来の管理形態で「管理委託」と回答した施設のみ回答

	同じである		異なっている		無回答	総計
神奈川県	312	97.2%	9	2.8%		321
横浜市	562	75.9%	177	23.9%	1	740
川崎市	83	56.5%	64	43.5%		147
横須賀市	53	64.6%	29	35.4%		82
鎌倉市	239	99.2%	2	0.8%		241
平塚市	7	100.0%		0.0%		7
藤沢市	126	99.2%	1	0.8%		127
小田原市	3	100.0%		0.0%		3
茅ヶ崎市	48	98.0%	1	2.0%		49
逗子市	14	100.0%		0.0%		14
相模原市	45	81.8%	10	18.2%		55
三浦市	16	84.2%	3	15.8%		19
秦野市	6	100.0%		0.0%		6
厚木市	49	87.5%	7	12.5%		56
大和市	59	98.3%	1	1.7%		60
伊勢原市	41	97.6%	1	2.4%		42
海老名市	2	13.3%	13	86.7%		15
座間市	14	100.0%		0.0%		14
南足柄市	1	20.0%	4	80.0%		5
綾瀬市	21	63.6%	12	36.4%		33
葉山町	14	100.0%		0.0%		14
寒川町	20	100.0%		0.0%		20
開成町	1	50.0%	1	50.0%		2
箱根町	14	87.5%	2	12.5%		16
愛川町	19	100.0%		0.0%		19
清川村	4	100.0%		0.0%		4
合計	1773	84.0%	337	16.0%	1	2111

表Ⅲ－9　自治体別の従来の管理委託者と指定管理者との異同

・指定管理者導入施設の従来の管理形態で「管理委託」と回答した施設のみ回答

同じ割合であった自治体：川崎市、開成町

従来の管理委託者と「異なっている」事業者が指定された施設のうち、約半数(52.5%)が横浜市の施設であった。これらの施設では、市営住宅(70施設)、地区センターやこどもログハウスなどのコミュニティ施設(47施設)、プール(16施設)、港湾施設(11施設)が多かった。市営住宅には株式会社同士の共同企業体や株式会社が、コミュニティ施設にはNPO法人、任意団体、株式会社などが、プールには株式会社が、港湾施設には共同企業体や株式会社が新たに指定された場合が多かった。

しかし、横浜市は、従来とは異なる団体が指定管理者となった施設の割合では23.9%と平均よりやや高い程度である。従来とは異なる団体が指定管理者となった施設の割合が高い自治体には、海老名市(86.7%)、南足柄市(80.0%)、開成町(50.0%)、川崎市(43.5%)がある。海老名市では、スポーツ・レクレーション施設(11施設)に株式会社が、川崎市では高齢者施設(52施設)に社会福祉法人の社会福祉協議会が新たに指定された場合が多かった。

(3)従来の管理委託者と指定管理者が異なっている施設の特徴

指定管理者制度を導入した結果、従来の管理委託者とは異なる団体が指定された施設は16.0%あったが、それらの施設はどのような性格であるかについてみると、施設の種類では、「公営住宅」(20.8%)が最も多く、それ以外では「高齢者施設」(18.7%)、「集会所・コミセン」(13.9%)が多かった。

団体の種類では、「共同企業体」(34.7%)が最も多く、それ以外では「株式会社等」(25.2%)、「社会福祉法人」(16.9%)が多かった。

これらの内訳をみると、指定管理者制度を導入した施設数が多い種類・団体が上位になる。例えば、「公営住宅」、「高齢者施設」、「集会所・コミセン」がそれにあたる。「都市公園」も指定管理者導入施設数は多いが、都市公園の中で大きな割合を占めている鎌倉市において従来と同様の団体が指定管理者となったため、従来の管理委託者と指定管理者が異なる施設数はそれほど多くない。

「公営住宅」については、横浜市が共同企業体(59施設)や株式会社(11施設)を複数の施設単位でまとめて指定していた。また、「高齢者施設」については、川崎市が老人いこいの家(46施設)に対して各区の社会福祉法人社会福祉協議会を新たに指定していた。そして、「集会所・コミセン」については、横浜市が地区センター(24施設)、こどもログハウス(6施設)、スポーツ会館(6施設)、集会所(4施設)などに対してNPO法人、株式会社、任意団体などの多様な団体を新たに指定していた。

従来の管理委託者と指定管理者が異なっている施設の内訳(施設数)			
施設の種類		指定管理者の種類	
公営住宅	70	共同企業体	117
高齢者施設	63	株式会社等	85
集会所・コミセン	47	社会福祉法人	57
競技場	27	NPO法人	27
都市公園	23	財団・社団	25
プール	22		
従来の管理委託者と指定管理者が異なっている割合が高い施設			
施設の種類		指定管理者の種類	
プール	66.7%	共同企業体	90.0%
競技場	54.0%	株式会社等	86.7%
青年・少年自然の家	36.4%	NPO法人	84.4%
その他社会教育・文化施設	26.1%	社会福祉法人	20.5%
高齢者施設	24.7%		
その他スポレク施設	22.9%		

表Ⅲ－10　従来の管理委託者と指定管理者が異なっている施設の種類および指定管理者の種類

・従来の管理委託者と指定管理者が異なっている施設の内訳は、20施設以上ある施設の種類および団体の種類のみ表示
・項目の略称は3頁を参照のこと
・従来の管理委託者と指定管理者が異なっている割合が高い施設は、20施設以上ある施設のうち、20%以上の施設の種類および団体の種類のみ表示
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設

これらが、従来の管理委託者とは異なる指定管理者となった施設において多くを占めている施設の種類、指定管理者の種類に大きく影響を与えている。

そこで、各施設の種類、指定管理者の種類において、従来の管理委託者とは異なる指定管理者となった施設の割合が高いものについてみると、施設の種類では「プール」（66.7%）、「競技場」（54.0%）、「青年・少年自然の家」（36.4%）が、指定管理者の種類では「共同企業体」（90.0%）、「株式会社等」（86.7%）、「NPO 法人」（84.4%）が多かった。

「プール」、「競技場」などのスポーツ・レクレーション施設は、指定管理者制度に伴い新たに公の施設の管理、運営が可能となった「共同企業体」や「株式会社等」が指定管理者になっていた。「高齢者施設」は社会福祉協議会を中心とした「社会福祉法人」が、「公営住宅」や「少年・青年自然の家」は「財団・社団」が、「集会所・コミセン」は「NPO 法人」が新たに指定管理者として指定されていた。

6. 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間についてみると、「3 年」（1305 施設、56.3%）が最も多く、次に「5 年」（727 施設、31.4%）が続いており、この 2 つで全体の約 9 割を占めていた。

「6 年～」と長期間の指定がされている施設には、福祉施設、保健・医療施設を中心に数施設みられるのみであった。なかでも、20 年を超える契約が 2 施設あり、これらはいずれも病院であった。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①「～2 年」が多い自治体：
茅ヶ崎市、大和市

②「3 年」が 100%の自治体：
小田原市、厚木市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、清川村

③「3 年」が多い自治体：
神奈川県、相模原市、鎌倉市、寒川町

④「4 年」が 100%の自治体：三浦市

⑤「4 年」が多い自治体：横須賀市

⑥「5 年」が 100%の自治体：

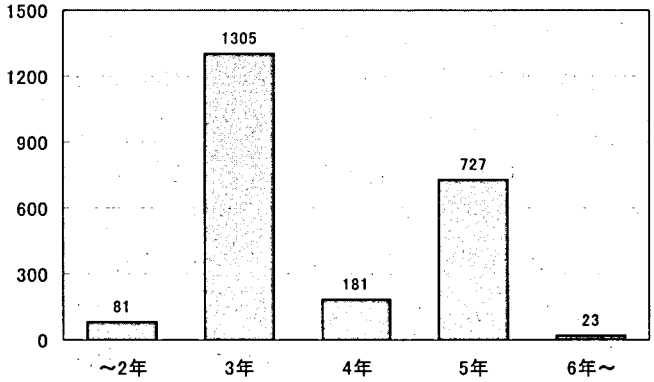

図Ⅲ－7　指定管理者の指定期間

	～2年	3年	4年	5年	6年～	総計
神奈川県		290		23	15	328
横浜市	3	300	28	441	1	773
川崎市		62		107	1	170
横須賀市	4	28	91	1	3	127
鎌倉市		229		12		241
平塚市				10		10
藤沢市		128				128
小田原市		7				7
茅ヶ崎市	31	1	20	1		53
逗子市				15	2	17
相模原市		92	5			97
三浦市			25			25
秦野市		11				11
厚木市		56				56
大和市	43			22		65
伊勢原市		44				44
海老名市		10		23		33
座間市		15				15
南足柄市		5				5
綾瀬市		2	12	21		35
葉山町				15		15
寒川町		18		2		20
開成町				1	1	2
箱根町		1		16		17
愛川町		2		17		19
清川村		4				4
合計	81	1305	181	727	23	2317
	3.5%	56.3%	7.8%	31.4%	1.0%	100.0%

表Ⅲ－11　自治体別の指定管理者の指定期間

平塚市、葉山町

⑦「5年」が多い自治体：
横浜市、川崎市、逗子市、海老名市、綾瀬市、箱根町、愛川町

⑧その他自治体：開成町

7. 利用料金制の採用について

(1) 利用料金制の採用の有無

指定管理者制度では、施設の利用料金を自らの収入として収受することが可能となった。そこで、各施設における収入への利用料金制の導入の有無についてみると、利用料金制を導入せず「委託料のみ」(69.3%) としている施設が最も多かった。次に、利用料金制と委託料の「併用」(26.5%) が多く、「利用料金のみ」(3.4%) としている施設はわずかであった。また、利用料金も委託料も支払わない「該当無し」(0.7%) の施設もみられた。

自治体別にみると、以下の分類に分けられる。

①「委託料のみ」が100%の自治体：
厚木市、座間市、愛川町

②「委託料のみ」が多い自治体：
神奈川県、川崎市、小田原市、相模原市、大和市、鎌倉市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、箱根町

③「併用」が100%の自治体：逗子市

④「併用」が多い自治体：三浦市、海老名市

⑤「利用料金のみ」が多い自治体：清川村

⑥「該当無し」が多い自治体：葉山町

⑦「委託料のみ」と「併用」がほぼ同割合の自治体：横浜市、藤沢市、秦野市

⑧「委託料のみ」と「利用料金のみ」と「併用」がほぼ同割合の自治体：
平塚市、茅ヶ崎市

⑨「利用料金のみ」と「併用」がほぼ同割合の自治体：開成町

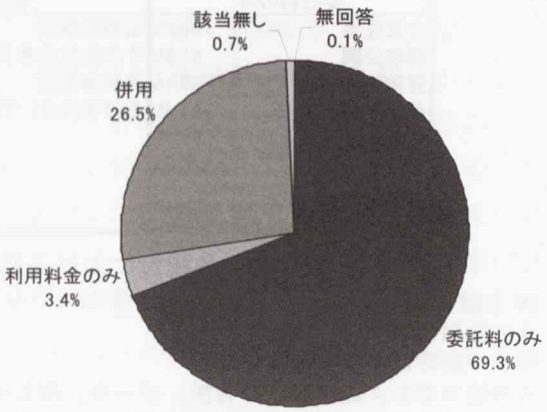

図Ⅲ－8　利用料金制の導入の有無

	委託料のみ	利用料金のみ	併用	該当無し	無回答	総計
神奈川県	298	4	26			328
横浜市	450	1	320		2	773
川崎市	123	14	33			170
横須賀市	112	7	8			127
鎌倉市	234		7			241
平塚市	5	2	3			10
藤沢市	58	15	55			128
小田原市	4	1	2			7
茅ヶ崎市	13	11	29			53
逗子市			17			17
相模原市	65	6	26			97
三浦市		6	19			25
秦野市	5		6			11
厚木市	56					56
大和市	46		19			65
伊勢原市	36		3	5		44
海老名市	10	3	20			33
座間市	15					15
南足柄市	4		1			5
綾瀬市	21	1	13			35
葉山町	1		2	12		15
寒川町	16		4			20
開成町		1	1			2
箱根町	14	3				17
愛川町	19					19
清川村		3	1			4
合計	1605	78	615	17	2	2317

表Ⅲ－12　自治体別の利用料金制の導入の有無

(2) 利用料金制の導入の仕方別にみた施設の種類

どのような施設において利用料金制がとられているのかを明らかにするために、利用料金制の導入の仕方ごとに施設の種類をみると、表Ⅲ－13のようになっていた。

まず、「委託料のみ」では、「公営住宅」がすべての施設で採用されており、それ以外で

委託料のみ		利用料金のみ		併用	
公営住宅	100.0%	公共駐輪場	29.2%	プール	93.9%
都市公園	93.6%	その他社会教育・文化施設	13.3%	競技場	90.2%
児童館・学童クラブ	89.1%	高齢者施設	8.2%	劇場・文化会館	86.4%
その他福祉施設	81.4%	その他スポレク施設	6.0%	体育館	69.7%
港湾施設	77.7%			障がい者施設	61.1%
公共駐輪場	70.8%			青年・少年自然の家	58.3%
				高齢者施設	51.7%
				その他スポレク施設	50.0%

表Ⅲ－13　各施設における利用料金制の導入の仕方についての割合

・20施設以上ある施設の種類のうち、委託料のみと併用については50%以上、利用料金のみについては5%以上の種類のみ表示
・項目の略称は3頁を参照のこと
・その他スポレク施設は、体育館、プール、競技場以外のスポレク施設
・その他社会教育・文化施設は、劇場・文化会館、図書館、博物館、美術館、公民館、生涯学習センター、青年・少年自然の家以外の社会教育・文化施設

は、「都市公園」（93.6%）、「児童館・学童クラブ」（89.1%）、「その他福祉施設(保健福祉活動拠点、福祉会館、子どもの家など)」（81.4%）、「港湾施設」（77.7%）において割合が4分の3を超えていた。

次に、「併用」では、「プール」（93.9%）が最も多く、それに加えて「競技場」（90.2%）、「劇場・文化会館」（86.4%）が4分の3以上となっていた。

また、少数ではあるが、「利用料金のみ」で運営を行っている施設として、「公共駐輪場」（29.2%）、「その他社会教育・文化施設（観光施設など)」（13.3%）などがみられた。

Ⅴ　おわりに

神奈川県内の自治体では、県西部の一部の自治体を除いて指定管理者制度が導入されていた。施設の種類では「公営住宅」が圧倒的に多く、次いで「都市公園」、「集会所・コミュニティセンター」、「高齢者施設」に指定管理者が導入されていた。しかし、これらは同時に大量の施設に指定管理者を指定したことが影響している。指定管理者に指定した自治体数では、「高齢者施設」、「障がい者施設」、「集会所・コミュニティセンター」、「その他福祉施設(福祉会館、保健福祉活動拠点など)、「体育館」などが多かった。

「公営住宅」、「都市公園」、「体育館」、「公共駐輪場」などは、「財団・社団」が指定管理者に多くなっており、なかでも「都市公園」、「体育館」、「公共駐輪場」では、従前から管理委託をしていた自治体出資団体が引き続き指定管理者として指定された事例が多くみられた。これらの多くは、指定管理者を選定する際に公募をしないで選定した場合が多い。

「集会所・コミュニティセンター」は、「NPO法人」、「自治会・町内会」、「共同企業体以外の任意団体」などの住民団体が、「高齢者施設」、「障害者施設」、「その他福祉施設」については、「社会福祉法人」が指定管理者に多くなっており、従前から管理団体を引き続き指定管理者に指定した施設と新たな団体を指定管理者とした施設の双方がみられた。

指定管理者団体の選定において注目すべきは、民間事業者やNPO法人などの多様な事業者が公の施設の管理、運営に参入できるようになったことで、従来の委託事業者と異なる団体が指定管理者となる可能性がある点である。神奈川県では、「株式会社等」や「共同企業体（複数団体が協働する形式)」がスポーツ・レクレーション施設などを中心に参入を見せたものの、全体の割合としては16.0%とそれほど参入が進んでいない状況がうかがえ

る。指定管理者制度はまだ始まったばかりであり、自治体によっては導入に消極的なところもみられる。また、指定管理者の選定にあたって公募をしないで選定した事例も約3分の1みられるため、多くの施設において従来の管理者がそのまま指定管理者団体になった事例が多くみられたと考えられる。

施設への導入率や導入施設の性格については政令指定都市などの大都市部、市部、町村部など都市の規模によって大きな差異が見られた。例えば、「NPO法人」や「共同企業体（複数団体が協働する形式）」は人口の多い市部に、「自治会・町内会」は人口の少ない市部や町村部において多く指定されていることや、町村部において公募しないで指定管理者団体を選定した場合が多いことがあげられる。また、同規模の自治体においても地域的背景や各自治体の施策動向によって指定管理者導入施設の性格が異なっている。

また、指定管理者導入施設の全般的な特徴として、今年度（2006年4月1日）から制度を導入した施設が全体の9割を占めていたことがあげられる。つまり、制度自体はまだ動きはじめたばかりである。このため、今後さまざまな課題が出てくることが考えられる。当センターとしては、当該自治体、指定管理者、利用者等からヒアリングを行う等、指定管理者制度の運営上の課題等についても把握に努めていきたい。

市民・自治体はもとより、民間企業、市民団体、NPO法人等が本制度に対する関心を高めてもらうと同時に、制度の運用のあり方などについても情報を交換し合い、よりよい方向を見出していきたいと考えている。本調査結果が、そのための一助となることを願って止まない。最後に、より良い制度構築のために、関係者の引き続きのご支援・ご協力を要請する次第である。

自治労関東甲地連自治研センター・分権ネット交流会開催報告

2006年9月21日に自治労東京都本部にて自治労関東甲地連（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）自治研センター・分権ネット交流会が開催された。関東甲地連による自治研センターの交流会は、今回が初めてである。神奈川からは、県、横浜、川崎、相模原、藤沢の各自治研センターが参加した。

まず、自治研センターを代表して勝島行正神奈川県地方自治研究センター事務局長より挨拶があり、その後、飛田博史地方自治総合研究所研究員より「06年骨太方針、地方財政の動向について」というテーマで、2006年骨太の方針のポイントと今後の地方財政の課題について報告を受けた。そして、菅原敏夫地方自治総合研究所研究員による「指定管理者制度の導入状況に関する調査（中間報告）」の全国集計の結果の報告後、東京、神奈川、茨城の自治研センターが各都県における分析結果の報告を行った。

さらに、1998年に分権ネットを結成して以降の活動内容、現在の取り組み、今後の課題について報告を受けた。

交流会後、自治研センターの懇親会が行われ、今後の開催についての議論がされ、今後も継続的に交流会や集会等を開催し、自治研センター活動を活性化していくことが確認された。

Ｔｏｐｉｃｓ・トピックス・とぴっくす

【廃棄物処理】

2007年10月より藤沢市のごみ処理が有料化に

藤沢市は、9月14日の市議会定例会で、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」の議案を可決した。この結果、2007年10月より県内では大和市に次いで2番目に家庭ごみの処理が有料化されることとなった。

ごみ処理有料化に関する条例の改正については、市内の最終処分場の延命を目的に、2004年度から審議会を立ち上げ議論されてきた。この審議会では、「経費負担や実施時期等を含め、市民との合意形成を図ることを前提に、ごみ処理の有料化の導入はやむを得ないとの結論に達した」という答申が出され、それに伴い本年6月議会に改正案が提出されることが計画された。しかし、一部議員に反対意見があったことや市民が反対の署名活動を行ったことから、有料化導入には時期早々として改正案提出が延期されていた。(詳しくは月報94号資料解説を参照)

その後、7月から8月にかけて14回の住民説明会を実施し、住民への理解を図ってきた。そして、9月議会に条例改正案を提出することとなった。

議会では、「ごみ有料化に反対する請願」も出されたが不採択とされた。また、条例案の議決でも賛成23人対反対11人と比較的接戦となったように、住民内および議会内でも賛成派、反対派が大きく割れており、今後も行政からの説明責任が求められよう。

条例案の可決の結果、2005年度より一部地区において試験的に導入されているごみの個別収集(2007年度より全市で導入)とともに、2007年10月より家庭ごみの有料化（5リットル：10円、10リットル：20円、20リットル：40円、40リットル：80円）されることとなる。

【市町村合併】

県審議会より今後の市町村合併案が提示される

9月11日に県が設置した「神奈川県市町村合併推進審議会」(会長：森田朗東京大学公共政策大学院院長）が『神奈川県における「今後の期待される市町村像」』を発表した。今後の期待される市町村像として、住民が求める行政サービスを自立的・完結的に提供し得る行政権能、質の高い行政サービスを安定的に提供し得る行財政効率、行政サービスを効率的・効果的に提供し得る規模、地域の一体性、地域特性をあげ、そのための有効手段として行政事務の広域・共同実施や市町村合併をあげた。

その中で、市町村合併を検討する際の参考として市町村の組み合わせ案を提示した。組み合わせ案は、県が実施した「神奈川県内市町村の結びつきに関する調査」における距離

係数に基づき横浜市と川崎市を除き6圏域が提示された。組み合わせ案は以下のとおりである。

① 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
② 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
③ 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
④ 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
⑤ 相模原市、城山町、藤野町
⑥ 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

2006年4月1日より、新合併特例法（合併新法）に基づき平成の大合併の第2弾が始ろうとしており、神奈川県でも2007年3月11日に相模原市に城山町と藤野町が編入されることが決定している。合併新法では、都道府県が市町村合併推進審議会の意見を参考に合併構想を策定し、それに基づき都道府県知事に市町村長への合併協議会の設置などを勧告する権限が与えられた。このため、神奈川県でも本案を基に市町村合併が今後議論されることになる。

【市町村財政】

横浜市、小田原市、湯河原町の実質公債費比率が18%を超える

9月8日に県が「平成17年度市町村普通会計決算（見込）の概要を発表した。

自治体財政の硬直度を測る経常収支比率は、市町村平均で前年度から0.2%増の88.1%と過去最高を示していた。市町村別では、三浦市の100.0%を筆頭に、横須賀市（96.8%）、逗子市（95.9%）、湯河原町（94.8%）、南足柄市（94.6%）、伊勢原市（93.8%）、城山町（93.8%）、茅ヶ崎市（93.6%）、横浜市（93.6%）、座間市（92.6%）、箱根町（90.9%）、開成町（90.7%）、葉山町（90.5%）、藤野町（90.4%）の14自治体で90%を超え、財政の硬直化が進んでいることが示された。

また、本年度から自治体財政の健全度を示す指標として、自治体収入に対する借金返済額の割合である実質公債費比率が導入された。これには、従来の起債制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれる。この値が18%を超えると、地方債の起債に国や都道府県の許可が必要となる。神奈川県内の自治体では、横浜市（23.3%）、小田原市（19.3%）、湯河原町（18.2%）で18%を超えており、今後の地方債の起債に影響が出そうだ。その他では、川崎市（17.9%）、座間市（15.3%）、三浦市（15.2%）、大和市（15.0%）で15%を超えており、今後の起債状況によっては、18%を超える可能性があるため注意が必要だ。

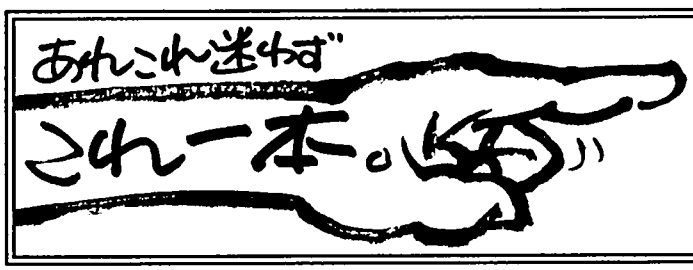

自治労共済の団体生命共済
詳しくは組合まで

万一の場合の大型保障、きめ細かな医療保障。保障に関する情報があふれる時代、保障はこれ一本でOKです。もう迷う必要はありません。

訃　　報

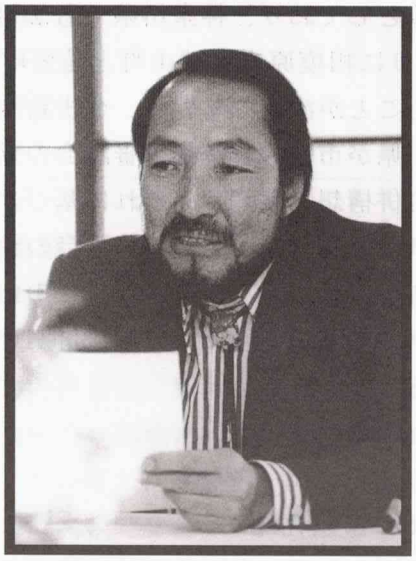

（社）神奈川県地方自治研究センターの前理事であった緒形昭義先生が去る9月20日（水）午後2時に亡くなられました。享年79才でした。先生は、1977年に当センターの創立と同時に理事に就任され、以後本年3月の総会で退任されるまで約30年間にわたって、当センターの育成と市民自治の発展のために尽くされました。ここに謹んでご報告いたしますとともに先生のご冥福を心からお祈りいたします。

● 故緒形昭義先生略歴

1927年8月	東京本所深川に生まれる
1950年	東京大学の工学部建築学科卒業
1952年	横浜国立大学工学部建築学科助手
1967年	横浜国立大学大学院講師
	群建築研究所を創立、代表
1977年	神奈川県地方自治研究センター理事
1988年	まちづくり情報センター（アリスセンター）創設・代表
1995年	汐見台福祉福祉コミュニティー創設・代表
1999年	NPO法人アリスセンター創設・理事長
2001年	NPO法人汐見台福祉福祉コミュニティー創設・理事長
2006年9月20日	永眠

● 受賞歴

1972年	神奈川県下建築コンクール	優秀賞	横浜市竹山団地センターゾーン
1976年	同	最優秀賞	藤沢市労働会館
1979年	同	優秀賞	横浜市立中尾小学校
1980年	同	優秀賞	横浜市立富岡東中学校
1986年	同	優秀賞	藤沢市湘南台大庭市民センター

編集後記

2003年９月に地方自治法が改正され、公の施設の管理・運営に指定管理者制度が適用されることになって以降、多くの公の施設において指定管理者制度が導入されました。2006年９月１日が制度の期限となることから、本年４月１日をもって指定管理者制度が導入された施設が多数にのぼりました。そこで、財団法人地方自治総合研究所と全国の自治研センター・研究所との協力により、「指定管理者制度の導入状況に関する調査」を実施しました。当センターでも県内における自治体を対象に調査を実施し、全国の導入状況の報告書に先がけて神奈川県内における導入状況の報告書を作成いたしました。

本号では、神奈川県内における指定管理者制度の導入状況の調査報告が中心となっています。指定管理者制度を導入した施設のうち、本年４月１日に導入した施設が約９割に上っていることが明らかとなりました。つまり、全体的に指定管理者による管理・運営が始ったばかりであり、今後さまざまな課題が出てくることが予想されます。

当センターでも、本調査を基に自治体、事業者、利用者へのさらなる聞き取り調査を実施することによって、課題を明らかにするとともに、情報公開を行っていきたいと考えております。

（畠山輝雄）

2006年10月20日
自治研かながわ月報第96号（2006年10月号，通算160号）
発行所　社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人　上林得郎　編集人　勝島行正　定価１部 500円
〒232-0022　横浜市南区高根町１－３　神奈川県地域労働文化会館４F
☎045（251）9721（代表）　FAX 045（251）3199
http://kjk.gpn.co.jp/　E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座　中央労働金庫横浜支店 1195174　横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

会員になるには

1．誰でも会員になれます。
2．申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、１年分をそえてお申しこみください。
3．詳細は自治研センター事務局
☎045（251）9721へご連絡ください。

会員の特典

1．自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2．「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・Ａ５版・120～150ページ定価650円）が毎月無料で購読できます。
3．自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。

自治研かながわ月報 改題96号（通算160号）2006（平成18）年10月20日発行（定価一部500円 発行人／上林得郎 編集人／勝島行正
発行所／㈳神奈川県地方自治研究センター 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館４階 ☎045（251）9721 印刷所／㈱横浜プリント